

【未定稿】

○委員長（片山さつき君） 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（片山さつき君） 速記を起こしてください

さい。

葉梨副大臣、再度、もう一度、明確にお願いいたします。

○副大臣（葉梨康弘君） 今の、独立公文書管理監がそれぞれの行政機関の長にこれを求める、それについては、これを閣議の決定で決まつてゐる話ですから、それぞれの行政機関の長はその求めに応じて出すというのは、これは閣議決定で決まつたことに従うとということになるわけです。

○福山哲郎君 そうすると、管理監がはつきりおつしやられなかつたんですけど、文書等管理簿も行政文書ファイルも見ることができるということ

でいいんですね。もう一回確認させてください。

○政府参考人（北村博文君） お答えいたします。まことに、特定行政文書ファイル等の名称などにつきましては、運用基準におきまして行政機関の長が独立公文書管理監に申しを提出するというふうに既に定められております。その他の例えは特定文書の管理簿につきましては、こちらにつきましては、秘密にわたる事項というものもあり得ますけれども、原則として、基本的には独立公文書管理監から求めがあれば提出するということになつてまいります。

○福山哲郎君 それなら、そう管理監はお答えいただければよかつたんです。

ということは、別に今日、引っかけたいとかなんとかじやないんです。独立公文書管理監は求めに応じて出でくるわけです。だから、審査会は当然出していただけますよねということを言つたか

つたわけです。

だから、公文書監ももちろんちゃんと指定しているかどうかの監督をしなければいけないわけですが、立法府としての審査会もその役割があるので、文書等管理簿と行政文書ファイルまでも含めて審査会の求めに応じて出せるんですねということを確認したかったので、今御質問をさせていただきました。そこは答えていただいたので、それで結構でござります。

副大臣におかれましては、本当に何回も申し訳ありませんでした。これからもまだお呼びすることはあると思いますが、今回のことについてはもうこれで一旦は、ありがとうございました。

高木副大臣、来ていただいたのに時間がなくて御質問をできなかつたので、お許しをいただければと思ひます。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

私は、これまで引き続きまして、七月一日の

閣議決定の集団的自衛権行使を解禁しましたその解釈変更、その根幹でございます四十七年見解の読み直しの問題について追及をさせていただきました

いと思います。

先生方、すっかりもうおなじみだと思われますけれども、念のため一言で申し上げますと、七月一日の解釈改憲のその構造というのはどういうことかといいますと、まず第一として、昭和四十七年見解の中に実は限定的な集団的自衛権の行使が概念として含まれてゐると、そのように昭和四十七年見解を読み直しまして、その読み直しに基づいて、後でまた追及しますけれども、御自分たちの都合のいいところだけ四十七年見解の文字をくりぬいて、憲法九条解釈の根幹、基本的な論理と

いうふうにおつしやつてはりますけれども、基本的論理なるものを捏造して、そしてそれに、今日、集団的自衛権が必要だというその政策判断たる事実の認識というものを当てはめて、集団的自衛権行使を解禁しているというような構造になつてゐるところでござります。

しかし、まず、そもそも昭和四十七年見解に集団的自衛権の行使が概念として含まれていたと、限定的な集団的自衛権の行使が、そういうふうに読み直していいのかどうか。それがこれまでの論理的整合性や国会の議論の積み重ね、あるいは法的安定性に反しないのかどうか。これまでの質

【未定稿】

間をさせていただきまして、論理的な質問をさせていただくんですけれども、横畠内閣法制局長官を始め安倍政権の皆様は何ら論理的な答弁をしていただけませんので、論理破綻、すなわち憲法違反の解釈改憲を強行されているというふうに認識をさせていただいているところでございます。

そして、今日は、更にそれを新たな観点から深く追及させていただきたいと思います。

前回の委員会におきましてこの昭和四十七年見解を作つたときのその起案をこの委員会に提出することをお願いしましたら、早速法制局、出していただきまして、それが皆様、このカラーのページをめくつていただきまして、三枚めくると出てまいりますけれども、これが昭和四十七年見解そのものでござります。委員会の理事会の方には白黒の紙で提出されているようでございますけれども、私は同時に情報公開請求をさせていただいておりまして、私の情報公開請求に対しても、このようなカラーのものを出していただいたので、付けさせていただいているところでございます。

私も、かつて霞が関の役所でこういう起案をもう何十本と作つておりますけれども、少しそうした経験と、あと法制局からヒアリングをさせていただいた事実関係に即して、この起案について御説明をさせていただきます。このかがみの部分ですね、起案の。御覧いただけますでしょうか。

起案を書いた方は早坂さんという方、これは半
査と書いていますけど、早坂さんという判事がござ
りますけれども、これは参事官、いわゆる課長
クラスの方でございます。法案の審査や憲法解釈
の意見事務の実務をやられている方がござります
実務のいわゆる課長クラスとしてやられている方
でございます。その方が、四十七年の十月の五日
に起案ですね。これめくついていたら分かる
んですけど、手書きなんですね。さらさらさらさらさ
さらと手書きしたものを上に判こをついている上
司の方々が直していく、みんなで、最後、長官
の印を押して決裁をしたというものでございます
十月の五日にさらさらとこの早坂さんが書いて、
二日後の十月の七日に決裁をしていると。大体、
私も役所の時代はよくやつていましたけれども、
こんなものでございます。

また後でゆっくり申し上げますけど、何か安倍
政権は、この四十七年見解というものを、政権の
総力を挙げて、日本国憲法ができる約三十年後だ
と思いますけれども、作り上げた、もう比類なき
憲法九条解釈を詳細かつ具体的に論じたものであ
るかのようにおっしゃっておられますけれども、実
は、これまで政府が国会などで示してきた憲
法九条解釈の基本的な考え方、本当の基本的な論
理というものをおさらさらと書いてあるにすぎない
普通の政府見解であるところでございます。

この判決でござりますけれども、一番の上の長官は、これ吉國さんとおっしゃいます。左下の次長は、これ真田さんとおっしゃいます。第一部長は、これは、今日も今の現職の第一部長にお越しいただいておりますけれども、憲法解釈の審査など憲法問題を担当する部が第一部なんですけれども、そこの、当時の角田さん。ちなみに、真田さんと角田さんは後の法制局長官でございます。左下のこの総務主幹という、これは普通の役所の官房長に当たる方なんですけれども、これは前田さんというふうに読むところでございます。

で、問題は、先ほどの問題です。この昭和四十七年見解に限定的な集団的自衛権の行使が概念として含まれていると読み直していいのかどうかという問題をまずは追及をさせていただく。それと当たりまして、私は、この昭和四十七年見解、これ御案内のとおり、水口議員という方が当時、政府に憲法と集団的自衛権の関係について政府として文書をまとめて委員会に出してほしいという要請を受けてやつたものなんですけれども、そのまさに要請の行つた委員会の質疑がございましたので、それを皆様に今お配りをさせていただいているところでございます。

れ御案内のとおり、水口議員という方が当時、政府に憲法と集団的自衛権の関係について政府として文書をまとめて委員会に出してほしいという要請を受けてやつたものなんですねけれども、そのまさに要請の行つた委員会の質疑がございましたので、それを皆様に今お配りをさせていただいているところでございます。

【未定稿】

平成27年4月23日 外交防衛

めくつていただきますと、下にマジックでページ数を書かせていただいた、P5と書いていますけれど、吉國長官答弁というのが出てまいります。この吉國長官答弁ですね、日付は左に書いてあります。昭和四十七年九月の十四日でございます。この約二週間後に先ほどの起案を作つて決裁をして国会に提出したというところでございます。まさに、この昭和四十七年見解を作り出す基になった質疑でございます。

この質疑の中で、当時の法制局長官がどのように憲法九条の基本論理というものを考えていたのかということが事詳細に書かれているところでございます。

ですので、ここでの、もし長官が、集団的自衛権が概念として含まれるなんということをおよそ考えているとは、どう論理的に考えてもそういうふうには読み切れない、理解できないということであれば、もう、先ほど申し上げました昭和四十七年見解の読み直し、そこはもうそこで倒れて、今、安倍政権が一生懸命やられている、アメリカにも訪米もなさるそうですが、その全ての前提が崩れ去るというわけでございます。結論からいいますと、こつぱみじんに崩れ去ります。すさまじいほどに崩れ去ります。

なぜかと申しますと、実は、この今お示しする吉國長官答弁のこの質疑なんですけれども、今ま

さに安倍政権が強行した自衛かつ他衛の集団的自衛権はあるんですかという問題意識に基づいて水口先生は質疑を重ねているわけでございます。

それに対して、そんなものはあるわけがあります。

せんと。憲法九条の基本論理、基本論理の根底、根幹からして、我が国に武力攻撃が発生したときに必要最小限度のことができる、それ以外のことはもうできないと、それが論理、それ以外の論理はないんだということを言つてゐるところでございます。

じゃ、それを早速確認をさせていただきたいと思います。

吉國長官答弁のこの下のマジック、五ページでございますけれども、太線を引かせていただいておりますところが長官の答弁ですね。これは、まさに長官が認識しているところの憲法九条の解釈の基本論理というものを述べているところでございます。私の三代前の長官から、もうずっと何十回と、ずうつとこういう答弁、同じ説明を、答弁をひたすら繰り返してゐる。

つまり、これまでの議論の積み重ねというのは全くこういう同じことを言つてゐるんだというふうに言つてゐるわけでございますけれども、憲法九条は戦争の放棄などを書いてゐるんだけれども左に行きますと、憲法十三条の規定を見ましても

定を見ましても、日本国が、その国土が、こので下に行きますと、いよいよぎりぎりの最後のところでも、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではないと。したがつて、この国土が他の武力によつて侵されて国民党が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のために必要な行動は取れるんだというものが私どもの前々からの、

ずっと同じ、長官が、歴代長官が繰り返してゐる憲法九条の基本論理であるということです。なので、国土を守るためには、集団的自衛権、集団的自衛の行動というふうなものは当然許しておるところではないというふうなことです。

さらば、我が国が侵されようという手段になつて、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動を取るということが憲法の容認するぎりぎりのところだ、よつて集団的自衛権、集団的自衛の固有の権利はございましても、これは憲法上行使することは許されないというふうに言つてゐるところでございます。

まさに、後の平成十六年の島聰答弁書の憲法解釈と軌を一にする、全く同じことを言つてゐるわ

【未定稿】

平成27年4月23日 外交防衛

けでござります。これが歴代政府が一貫して述べてきた憲法九条の基本的な論理であつて、それを勝手に、外国の武力攻撃という言葉が裸で書いてあるということを付け込んで、勝手な論理を捏造しているわけでございます。

じゃ次のページ、今の基本論理を押さえていただきました、次のページをおめくりいただけますでしようか。

二段目に吉國長官の答弁がござります。よろしいでしようか。冒頭に、平和主義、憲法の前文の二つの平和主義の文言を長官は引いていらっしゃいます。つまり、我が国は戦争の放棄などを規定した憲法九条があり、かつその戦争を放棄しなければいけない根源的な考え方、理念を書き表したものであります。つまり、我が国というのは、それはもう無防備、非武装、いわゆる非武装ということなんだろうけれども、そういうことは言つていませんけれども、そういうふうな理解の下に論を説き起こして、真ん中のところですけれども、しかし、外国の侵略に対して、日本は全く国を守る権利を憲法が放棄したものであるかどうかということになると問題になる。まさにここから議論を出発させていくわけでございますね。続いて、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。

しかし、問題はその自衛権の中身でございます。それは憲法十三条を引用して、次、外国の侵略に對して、そして一番左のところの線を御覧いただけますか、よろしいでしようか。「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある」と書いております。つまり、昭和四十七年見解の有名な言葉ですね。ここから來ているんです。

私も、役人時代さんざんこういう経験をいたしましたけれども、政府がまとまつた見解を文書で出すときは、一番偉い上司、つまり法制局長官ですね、法制局長官のまさにその答弁の文言を忠実に引くわけでございます。まさに、この質疑を基に見解を出してくださいと言われているんですから、なおさら引いているわけでございます。

ちなみに、この十三条の生命が根底から覆される、こうした議事録というのは、この昭和四十七年九月十四日の吉國長官答弁以前には一つもございません。一つもございません。「くつがえされる」という平仮名の用例 자체も四件しかございません。しかも、その中で十三条の関係で言つているのはこれしかございません。まさに、長官のこの「くつがえされる」という答弁を使って昭和四十七年見解の生命などが根底から覆されるという論理はありません。ほかの論理はありません。

次ですけれども、そこからもう駄目押しが始まります。その論理から申しまして、次ですけれども、我が国民が、我が国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態でないといふことで、まだ日本が自衛の措置をとる段階では

【未定稿】

ない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動するのだ。その前には、集団的自衛の権利という言葉を用いるまでもなくというふうに言つておりますけれども、このように言つているわけでございます。

〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕

横畠長官伺います。あなたは昭和四十七年見解を読み直して、もう今までの質疑であなたは答弁されています。今まで、誰も、どの長官も読み直したことはなかった、あなた自身も読み直したことにはなかつたんだけれども、七月一日の閣議決定に当たつて読み直して、そこに限定的な集団的自衛権が法理として読めるというふうに理解をされたというふうに言つております。

しかし、まさにその四十七年見解を作るきっかけとなつた質疑において、当時の法制局長官、先ほどの四十七年見解の起案を決裁をしている長官は、もう、我が国の憲法九条の下において許される武力の行使というのは、我が国に外国の侵略、すなわち我が国に対する外国の武力攻撃が発生した、そこで行える必要最小限度の実力行使というのが解釈の論理の根底だと言つております。

昭和四十七年見解に限定的な集団的自衛権を読み込むというのは、便宜的かつ意図的な、かつこれまでの議論の積み重ねを逸脱した許されない解釈ではないですか、憲法違反の解釈ではないですか、

か、明確に答弁ください。イエスかノーかでいいです。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 昭和四十七年の政府見解、文書として取りまとめて国会に提出したものでございますけれども、それは御指摘のございました昭和四十七年九月十四日の国会での審議が多岐にわたつておりますので、それを論理的に取りまとめて分かりやすくして提出したものでございます。

この点もこれまで何度もお答えしておりますけ

れども、御指摘の点も含めまして、まさにその四

七年の政府見解の基本的な論理といいますのは、

外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として武力の行使が可能であるというところでございます。

当時は、そのような状況、要件に当てはまるも

のとして、我が国に対する武力攻撃が発生した場

合に限られるという認識が前提としてございまし

た。その認識を踏まえて、結論といたしまして、

我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限って

必要最小限度の武力の行使ができるという結論を

導いていたわけでございまして、この昭和四十七

年九月十四日の国会での御指摘の答弁も、そのよ

うな基本的な論理及び事実の認識を踏まえた議論

であろうかと思います。

○小西洋之君 全く答えをされていませんけれども、将来の最高裁判事もすさまじい論理破綻の答弁をされたというふうに認識をされるでしょう。

横畠長官に重ねて伺います。

今私が読み上げたこの吉國長官答弁の議事録の部分ですね、憲法九条に対する私どもの今までの解釈の論理の根底、ここで言つてある解釈の論理、またその根底、論理の根底というのには、限定的な集団的自衛権は論理として含まれないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） ですから、基

本的な論理としては、まさに国民の生命、自由及び幸福追求に対する権利が根底から覆される、そのような場合には、憲法九条の下でも自衛の措置、すなわち武力の行使をすることは禁じているものではないという点でございます。

○小西洋之君 四十七年見解を読み直して、七月一日の閣議決定で容認した限定的な集団的自衛権は、論理として明確に今答えていないですよ、あなたは。もう自分で答えていないのを意図して

やつてあるわけですから。その解釈の論理の根底という言葉には、限定的な集団的自衛権は論理として含まれないという理解でよろしいですか。含まれるんだつたら、どうやつて含まれるのか言つてください。説明してください。どうぞ。

【未定稿】

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 繰り返しになりますけれども、当時のことをお尋ねかと思いますけれども、昭和四十七年当時におきましては、国民の生命、自由及び幸福追求に対する権利が根底から覆される、そのような事態といいますのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると、そのように解していいたのは事実であろうかと思います。

○小西洋之君 この吉國長官がおっしゃっている

のは、憲法九条の論理は、我が国に対する外国の武力攻撃、すなわち侵略が発生したとき、そこの人々が、おっしゃっているように、我が国に対する武力攻撃が発生していない、限定的、集団的自衛権の局面でもできるという論理があるんだったら、新しいその事実の認識をそこにはめることはできるんですけど、元々その事実を当てはめることのできる論理がないわけですよ。なのに、あなたは読み直して勝手に論理をつくっているわけでござります。

ちよつと、もうこいつことをやつていると時間がなくなりますので、済みません、配付資料の中でのこの白い、議事録をやはり付けている資料がございます。その一番最後のページを御覧いたただけますでしょうか、一番最後のページですね。

○

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕

政府の憲法九条解釈に関する答弁等という資料の一番最後のところですね。これ、もう簡単に申し上げますけれども、横畠長官も安倍総理もこれに基づいて解釈の変更をやるんだと言っているその憲法解釈の原則、法令解釈のルールというふうに私、名付けていますけれども、そういうものがござります。平成十六年の島聴答弁書に書いているように、平成十六年の島聴答弁書に書いていります。分かりますか、一番最後のページですね。

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、ちょっと省略させていただきますが、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものである。政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、論理的な追求の結果として示されたものであります。

これに対して、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請、安倍総理が合理的な理由もなく集団的自衛権をやりたいというふうにおっしゃっているわけでござりますけれども、あと、また私は賛成しませんけれども、我が国の安全保障環境といふのが安倍総理が言うほどまでに変化をしているという点でござりますけれども、そういうことがあるので集団的自衛権の行使が必要だというような考えに基づいて集団的自衛権の行使という、

ようしいですか。下に書いていますけれども、憲法九条の解釈は、当該法令というか憲法九条の規定の文言、趣旨等に即しつつ、飛ばさせていただきまして、議論の積み重ね、昭和四十七年見解による憲法九条の解釈は、このような考え方に基づき、論理的な追求の結果として示されたものである、それが先ほどの吉國長官の答弁の、もう我が国に武力攻撃が発生したときに、それに対処する必要最小限のものしかできない、それが憲法九条の解釈の論理の根底ということがまさにこの論理の追求の結果でござります。

これに対して、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請、安倍総理が合理的な理由もなく集団的自衛権をやりたいというふうにおっしゃっているわけでござりますけれども、あと、また私は賛成しませんけれども、我が国の安全保障環境といふのが安倍総理が言うほどまでに変化をしているという点でござりますけれども、そういうことがあるので集団的自衛権の行使が必要だというような考え方を離れて政府が自由に当該昭和四十七年見解に当てはめるというふうになります。

【未定稿】

年政府見解に示された憲法九条の解釈を変更することとはできないというのが法令解釈、憲法解釈のルールなんですよ。

先日の四月二十日の決算委員会で岸田大臣がこれを誤解されていましたので、岸田大臣の議事録も付けさせていただいておりますけれども、これとんでもない答弁をされていますので、後で答弁の訂正をされることを御指摘をさせていただきましたいというふうに思います。

横畠長官に伺います。長官、よろしいですか。昭和四十七年見解を作った先ほどの起案ですね、起案の決裁日、昭和四十七年十月七日決裁、これ以前に、限定的な集団的自衛権の行使を法理として認めている政府見解あるいは国会答弁がありますか。あるんだつたら明示してください。イエスかノーかで、あるかないかでどうぞ。

○政府特別補佐人（横畠裕介君）　何度もお答えしておりますけれども、当時におきましては、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態という、これに該当するものとしては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると解していましたところでございます。

○小西洋之君　もう何を聞いてもそれしかお答えができないんでしようけれども、そんなことは関係ないと言っているんですよ。そんなことは関係

ないんです。憲法九条の基本論理は、我が国に対する武力攻撃が発生したときにしか我が国は実力の行使ができない、もうそれに尽きるんだと言っているわけですから、そんな事実の認識なんかと全く関係ないわけでござりますよ。

だから、今全くお答えになりませんでしたけど、もう一回、これは答弁拒否になりますから、委員長、理事会で協議していただきますよ。もう一回、もう次は必ず答えてください。

昭和四十七年見解を決裁した昭和四十七年十月七日以前の政府見解あるいは国会答弁において、限定的な集団的自衛権の行使というものが法理として憲法九条において認められるということを示したものがありますか。あるんだつたら具体的に言つてください。あるかないか御存じですか。それも含めて答弁ください、どうぞ。（発言する者あり）

○委員長（片山さつき君）　理事会で報告いたしましたが、明確にされてから御報告ください。お願ひします。今、余りに早くちよつと聞き取れなくなつたことがありますので。もう一度、何を要求されているかが分かるようにお願いいたします。

○小西洋之君　昭和四十七年政府見解を決裁した昭和四十七年十月七日以前に、憲法九条の解釈として限定的な集団的自衛権の行使が法理としてあるんだと、そういうふうに明確に示した文書ですね、政府の見解あるいは国会答弁の議事録などがあるんでしたら、当委員会に提出をいただけますでしょうか、内閣法制局。また、政府全体に対して要求をさせていただきます。政府の中で調整して、法制局が取りまとめをして出して出してください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君）　当時の事実認識はこれまでお答えしているとおりでございまして、その前提に立ちますれば、まさにその限定的な場合における集団的自衛権の行使という考え方を表明したものはなかろうかと思います。

○小西洋之君　いや、今申し上げたものですね、

○委員長（片山さつき君）　理事会で協議いたしましたが、ちょっと長官の方から……（発言する者あり）　よろしいんですか。

いや、理事会で協議します。

【未定稿】

ました。

では、長官、じゃ申し上げますね。あなたは、よろしいですか、昭和四十七年見解以前に限定的な集団的自衛権の行使が法理として認められるものはないから、そういう政府見解などはなからうというふうに今おっしゃいましたね。そうする」と、この憲法解釈の原則、法令解釈のルールですね、平成十六年島聰答弁書に書いてある、よろしいですか、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意する、ここに違反しているんじゃないですか。

昭和四十七年政府見解以前に一つも限定的な集

団的自衛権の行使を容認している法理として示した政府見解がないのに、それを今から読み直して昭和四十七年見解をそういうものだと言うのは、昭和四十七年見解以前の全ての国会の議論の積み重ね、全体の整合性に違反しているんじゃないですか。どうぞ。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） これも何度も御説明申し上げているところでございますけれども、昭和四十七年の政府見解の構造がございまして、そこはやはり基本的な論理と申している部分でございまして、そここの、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置

では、長官、じゃ申し上げますね。あなたは、よろしいですか、昭和四十七年見解以前に限定的な集団的自衛権の行使が法理として認められるものはないから、そういう政府見解などはなからうというふうに今おっしゃいましたね。そうする

として初めて許容されるというその部分はまさに基本的な論理でございまして、その部分は一切変更してございません。

その上で、その一定の事実認識の下でどのような場合がこれに該当するかというところの認識が変わった結果、結論、つまり当てはめとしての結論が変わったということをくる御説明申し上げておるところでござります。

○小西洋之君 全くさつきから同じ答弁ばかりをしているんですけども、吉國長官の答弁は、憲法九条の基本論理というものは、我が国に武力攻撃が発生したときに必要最小限度の実力行使ができる、それ以外には論理はないと言っているわけですから、もうそこに尽きるわけでございます。

じや、それを、先ほどの議事録、戻っていただきますて、次のページですね。マジックで七ページと書いてあるところを御覧いただけますか。議事録の三段目のところでござります。吉國長官の言葉でござります。七ページでござります。七ページ、次のページでござります、さつきの。議事録の三段目でござります。マジックで引かせていただいていますけれども、よろしいでしょうか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 昨年の閣議決定においてお示ししております新三要件におきましても、御指摘のありましたような他の防衛までもやるということをしようとしているわけではございませんし、同じく御指摘のありました部分にござります他国の侵略を自国に対する侵略と同じように考えて、それに対して、その他が侵略されたのに対してその侵略を排除するための措置をとるということを認めるものではありません。

るというふうにおっしゃっておられます。その左に書いていますけれども、憲法九条で辛うじて認められる自衛のための行動というのは、我が国が侵略をされて国民の生命などが侵されるというときに、この自国を防衛するための必要な措置をといふことを言っておるわけでございます。

憲法九条をいかに読んでも読み切れない、憲法九条で辛うじて認められるのは、我が国が侵略された場合のそれにに対する自衛の措置だというところまで言い切っている法制局長官が、昭和四十七年見解のこの決裁の判こをつくときに、論理として限定的な集団的自衛権の行使を認めるわけはないですね。吉國長官は、論理として限定的な集団的自衛権の行使が、鉛筆書きのこの昭和四十七年見解に認められると、入っているというふうに認識をしてこの決裁の判こをついたと横畠長官はお考えですか。イエスかノーかでお答えください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 昨年の閣議決定においてお示ししております新三要件におきましても、御指摘のありましたような他の防衛までもやるということをしようとしているわけではありませんし、同じく御指摘のありました部分にござります他国の侵略を自国に対する侵略と同じように考えて、それに対して、その他が侵略されたのに対してその侵略を排除するための措置をとるということを認めるものではありません。

【未定稿】

平成27年4月23日 外交防衛

まさに新三要件の第一要件におきまして、我が国に対する武力攻撃が発生したこと又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、に加えて、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があることということを要件としております。あわせて、第二要件におきまして、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないことということとの限定をしておりますので、いわゆる他国を防衛するための集団的自衛権そのものを認めるものではございません。

○小西洋之君 今、横畠長官は必死になつて、この吉國長官が意図しているのはフルスケールの集団的自衛権のお話だというふうにおつしやつたわけですね、今うなづかれましたけれども。そんなわけはないんですね。全ての集団的自衛権ですね、我が国に対する武力攻撃が発生していないという、その局面のことを言つておられるわけでござりますから。

その証拠に、次の八ページを御覧いただけますでしようか。

さつき申し上げたんです。これ後で、先生方、済みません、つまびらかに御説明をする時間がないんですけども。実はこの水口先生という方は、これは実はある勘違いに基づいてなんですかけど

も、結果的に、いわゆる自衛かつ他衛の集団的自衛権があるんじやないかということを必死になつて御質問されていらっしゃるわけでございます。

一段目と二段目にまたがるところの線の部分ですけれども、水口先生の言葉ですけれども、A国にとつてはB国に対する攻撃が自国の国民の生命、財産を脅かすものと見た場合に、これはA国が出ていくということは、まさに自衛権の発動だから

というふうな、そういう発想でされているわけですね。

それに対して、吉國長官の、その下の答弁ですけれども、もうそういうことではございませんよと、法律論として、もう繰り返しませんけれども、我が国に対して武力攻撃が発生した以外にはないんですよと。こうしたことを、そういう別のその場合、我が国に対して武力攻撃が発生しない場合のことをおか政策論としておつしやつているようなどころでありますけれども、法律論で終わりなんですよ。憲法解釈上、そういうもう論理は一個しかないわけだから無理なんですよということをおつしやつているわけです。

更にそのことを明瞭に示させていただきたいと思います。十三ページをお開きいただけますでしょうか、このマジックの十三ページ。よろしいで

すね。それが個別的自衛権の発動となるのでしょうか。外国が侵害を受けている、それが結局日本に対する直接の攻撃とみなされていられるような場合は全然ないのですか。その結果として日本の国家の存立や何かに関係する、まさに今国民の生命などが根底から覆される、そういうことが関係するという場合でも、日本は何もできないということですかということを聞いているんですね。

それに対して角田長官は、もうこの前に角田長官の述べている、吉國長官と同じ、憲法九条の基本論理というものが十ページに出ていますけれども。もう論理は一つでございますと、我が国に対して武力攻撃が発生したときでなければできませんというふうに言つておられるわけでございます。

横畠長官に伺います。昭和四十七年見解を決裁されたその角田長官も、皆さんのが今一生懸命作る

【未定稿】

うとしている自衛かつ他衛の集団的自衛権なんと
いうのは論理としてあり得ないというふうに言つ
てはいるんですけども、七月一日の閣議決定は、
便宜的、意図的な、許されない法令解釈であり、
憲法違反であるというふうにお認めになりません
か。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 答えは同じに
なるかもしれませんけれども、昭和四十七年見解
の基本論理で示された要件に該当するものとして
は、この御指摘の昭和五十六年当時におきまして
も、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限
られるという事実認識が前提にあつてのお答えを
しているものと理解しております。

○小西洋之君 事実の認識は関係ないんですね。
論理が二つない限りは、そこに事実の認識を當て
はめることはできないわですか。
じや、更に明確なものをお示しさせていただき
ます。十一ページ、ちょっとお戻りいただけます
でしょうか、十一ページ。

引き続き、角田法制局長官と稲葉先生とのやり
取りでございます。第一段をお覽いただけますで
しょうか。

稲葉先生の言葉です。間接と言つても、だんだ
ん広がつてくれば直接の範囲に入つてくるのじや
ないですか。次です。だから、いわゆる他衛、他
を守るということは自衛だというふうになつてく

るのじやないですか。日本に近いある国が攻撃さ
れた、その国を守るということは直接日本を守る
ということにも関係してくるのだと考える場合も
あるし、あるいは間接と考える場合もある。いわ
ゆる他衛、他を守るということは自衛だといふ
うになつてくるのじやないですかというふうに稲
葉先生は聞いています。

それに対して、角田長官は、今御指摘になった
ような間接的に攻撃を受けていると、間接的に
安全が害されるとか、そういうことは我が国の自
衛権の発動の要件にはならない、つまり、憲法九
条の基本論理にははまらないということははつき
り申し上げておきますというふうにおつしやつて
います。さらに、その左のところではございますけ
れども、そういう日本の運命に関わつてくる場合
つてどうなんだという質問に対し、運命に関わ
るようなことでは我が国の個別的自衛権を発動で
きない。次です。あくまで我が国に対する直接の
攻撃がある場合に限る、このように申しておきま
すといふふうに明言されております。

○小西洋之君 また全く関係のない答弁をずらづ
らされました。

自衛かつ他衛の集団的自衛権はあるんじやない
んですかと稲葉先生お聞きになつて、角田長官は
法理としてあり得ませんということをおつしやつ
ておられます。

以上申し上げました、これあと、時間があれで
すので真田次長の質疑はこれは省略をさせていた
だきますけれども、昭和四十七年見解を決裁され

えなのか、論理的にどうか御答弁ください。論理
的に答弁なれば、恣意的かつ意図的な解釈をさ
れたということで将来の最高裁判事もそう判断さ
れるでしょ。違憲無効の解釈変更ではないでし
ょうか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 新三要件で認
めております集団的自衛権に該当する武力の行使
と申しますのは、御指摘のありました、間接的に
我が国の安全が害されるとかあるいは我が国の運
命に関わるからという理由ではございませんで
まさに新三要件の第一要件に今明記しております
とおり、我が国と密接な関係にある他国に対する
武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅
かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が
根底から覆される明白な危険があることとという要
件の下で初めて認められるといふふうに解してお
ります。

【未定稿】

平成27年4月23日 外交防衛

た方々が、自衛かつ他衛の集団的自衛権をこつぱみじんに否定し、その前提として、憲法九条の基本論理として、我が国に武力攻撃が発生したとき以外に我が国は実力の行使はできない。つまり、昭和四十七年見解のこの北側フリップですね、北側先生のフリップ、外国の武力攻撃というのは、

我が国に対する外国の武力攻撃以外に読んではいけないんだということを明白に示されております。両大臣、だんだん顔色が厳しくなってまいりましたけれども、これはとんでもないことをされています。

また質問をさせていただきますけれども、中谷大臣、私も心から尊敬する保守の政治家でござりますけれども、こんな言葉遊びで憲法違反の武力行使を解禁して自衛隊員を出動させて戦地に送つて戦死をさせる、そんなことは絶対あってはいけないんです、いけないんです。それを守れるのは、私がどきが申し上げるまでもありませんけれども、大臣たちしかいらっしゃらないんです。どうかお考えいただきたいというふうに思います。

岸田大臣は、即刻、安倍総理の訪米を止める、國益を守るために止めることを要請をさせていただきます。

以上申し上げましたように、当時の昭和四十七年見解を作った方々のその立法意思というものは明らかになりました。それが一点でございます。ま

た同時に、角田長官が五十六年にそれを否定しているということを示しましたけれども、前回お示しました、昭和五十八年に、憲法の条文を変えない限り集団的自衛権は行使できないということは角田長官もおっしゃっているところでございました。

また、こうした昭和四十七年見解に関わった方以外の方々からも、それぞれ挟み打ちで、昭和四十七年見解を挟み打ちで、こうした七月一日の閣議決定の読み直しを否定しております。その一つが前回にお示しをさせていただきました我が参議院の本会議決議でござります。

我が国の自衛というのは、我が国が不當に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、もうそれが以外はあり得ないというふうに趣旨説明でされていて、それが、憲法の明文が将来拡張解釈されることは誠に危険なことである、それを防ぐために、国民の総意として自衛隊は海外に出動せずといふことを本会議で決議するということをされていいるところでござります。

さらに、挿み打ちの後ろ側の方では、平成十六年の秋山長官答弁が限定的な集団的自衛権というのをこつぱみじんに否定しております。これはもう一度も三度も取り上げさせていただいておりま

論理を示した質疑、大森長官の質疑、また同じ秋山長官の質疑なども資料を前回までに示させていただいておりますけれども、もうどこから見ても、昭和四十七年見解を勝手に、言葉足らずとは私は思いませんけれども、外国の武力攻撃ということが、そういう言葉足らずとあえて言いましょう、言葉足らずとは私思いませんけれども、そういう言葉足らずは済みません、撤回します、言葉に付け込んでそこに読み込むということは許されないことでござります。

さらに、それが許されないということを、さらにもう一つの論理から立証をさせていただきます。こちらの北側先生のフリップでございますけれども、よろしいでしょうか。確かに外国の武力攻撃は裸なので、ここに、同盟国に対する外国の武力攻撃というような言葉も入れられるんだというふうに言っていますけれども、確かに言葉遊びでは入れられるのかもしれません。ただ、さつきも言いましたように、議論の積み上げ、積み重ねですね、四十七年見解の前の、それからその後の政府見解等によってそれは否定されるわけですがけれども、そもそもここに無邪気に、同盟国に対する外国の武力攻撃というふうに考えること自体が、入れ込むこと 자체が許されないんです。なぜでしょうか。その上です。平和主義です。我が国の憲法は平和主義の制限に服する、その解釈。憲法九

【未定稿】

平成27年4月23日 外交防衛

条の解釈というのは、憲法前文の平和主義の法理に服すると、その制限を受けるということを言つてゐるわけでござります。こここの制限をまるつきり切つていてから、こういうあほな、あつ、失礼しました、失礼しました、今の発言は撤回させていただきます、こういう許されない、許されない憲法解釈の変更がなされているわけでございます。それで、先ほどちょっと御覧いただきました政府の憲法九条解釈に関する答弁等というこちらの資料ですね、こちらの資料を、済みません、後ろから数えていただいた方が早いと思います、一、二、三、四、五、六ページ目を御覧いただけますでしょうか。平和主義等の切捨てという論理のすり替えという表が出てまいります。下から六ページ目、御覧いただけますでしょうか。よろしいでしようか。これ、左側は一九七一年、すなわち昭和四十七年政府見解でございます。右側が七月一日の閣議決定の基本的な論理です。私に、申し上げれば、捏造した論理でございます。どうして捏造なのか、今から立証させていただきます。

昭和四十七年政府見解にあるこの灰色の、太文字にしてグレーで色を付けたところがございますね、やや薄いですけれども、その下の部分です。「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって」、この文言をなぜ削除したんですか。また、それを削除することによって皆さんがお作りになつたその基本的な論理

つて、「この文言を丸ごと七月一日の閣議決定、基本的な論理の中では切つてあるんです。切つているわけでございます。こここの制限をまるつきり切つていてから、こういうあほな、あつ、失礼しました、失礼しました、今の発言は撤回させていただきます、こういう許されない、許されない憲法解釈の変更がなされているわけでございます。それで、先ほどちょっと御覧いただきました政府の憲法九条解釈に関する答弁等というこちらの資料ですね、こちらの資料を、済みません、後ろから数えていただいた方が早いと思います、一、二、三、四、五、六ページ目を御覧いただけますでしょうか。平和主義等の切捨てという論理のすり替えという表が出てまいります。下から六ページ目、御覧いただけますでしょうか。よろしいでしようか。これ、左側は一九七一年、すなわち昭和四十七年政府見解でございます。右側が七月一日の閣議決定の基本的な論理です。私に、申し上げれば、捏造した論理でございます。どうして捏造なのか、今から立証させていただきます。

○政府特別補佐人（横畠裕介君）　　昨年七月一日の閣議決定におきましても、憲法の平和主義の考え方、その原則は一切変更してございません。この閣議決定の中にその文言がないのではないかという御指摘でございますけれども、書くまでもなく当然のことでありますので、書いていないのであろうと理解しております。

○小西洋之君　　じや、国家安全保障局に伺います。この七月一日の閣議決定の起案省庁です。今申し上げた、この「平和主義をその基本原則とする憲法が」、略しますけれども、「無制限に認めてい

上げた部分ですね、「平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない」、これは憲法九条の、横畠長官がお認めになつた、七月一日の基本的な論理には論理として含まれないんでしょうか。含まれるんだつたら、じゃ、なぜ書かなくていいというふうにお認めになつたんでしょうか、明確に答えてください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君）　　昨年七月一日の閣議決定におきましても、憲法の平和主義の考え方、その原則は一切変更してございません。

この閣議決定の中にその文言がないのではないかという御指摘でございますけれども、書くまでなく当然のことでありますので、書いていないのであろうと理解しております。

○小西洋之君　　私が言つたのは、まさにこの書いてある（2）を基本的な論理の中からなぜ外したことかということを聞いたんですけども、時間稼ぎの答弁をされました。もうこういうことしか安

なるものには、この平和主義の制限は論理として含まれているんですか。どうぞ。

○政府参考人（前田哲君）　お答えを申し上げます。

先生の御指摘の箇所について比べますと確かに

そういう文言になつてているのかと思いますが、閣議決定のその冒頭の部分にかけてこのように記載がしてございます。我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできました。専守防衛に徹し、脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ云々ということを申しまして、その上で、我が

国は、平和国家としての立場から、国連憲章を遵守しながら、国際社会、国際連合を始めとする機関と連携して活動に積極的に寄与している、その上で、こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない、こういうことを記載をしております。したがつて、憲法の平和主義の原則、そのことはこの閣議決定の中でも踏襲することは明らかであると、このように考えてござります。

○小西洋之君　　私が言つたのは、まさにこの書いてある（2）を基本的な論理の中からなぜ外したことかということを聞いたんですけども、時間稼ぎの答弁をされました。もうこういうことしか安

【未定稿】

倍政権はできないんですね。

ちなみに、その上の方も切つてているんですけども、これ一言で申し上げますと、「国民が平和のうちに生存」と書いていますね、生存。つまり、国民の命が関わるときには、それを守るときには必要最小限のことができるという立論になつてい国の中立という抽象概念だけで武力行使を解禁したいので、そこも切つてているんです。このことによつて、あのホルムズの事例ができなくなつてゐるんです。ホルムズ海峡の事例で直ちに日本国民の生命などが根底から覆されるわけはないわけですけれども、そこを実現するためにこの生存という、生命という概念を切つているんです。こういふことをやられているわけです。

じや、横畠長官に伺います。昭和四十七年の政府見解にある文言を、七月一日の閣議決定で平和主義のその制限というのを切つているんですけども、お答えいただけますでしょうか。この次ページをおめくりいただきますと、憲法の平和主義というのは三つのものがござります。下に、先日、ここに委員会でも御案内したことがありますけれども、憲法前文には三つあります。

一番下の、全世界の国民に確認された平和的生存権。横畠長官に伺います。全世界の国民に確認された平和的生存権、すなわちイランの軍人もイ

ランの市民も含まれます。イランの軍人もイランの市民も戦争によって殺されることはないと平和的生存権を確認しているのに、なぜ、イランは日本に武力攻撃も仕掛けないホルムズ海峡の事例で日本が集団的自衛権を発動して、自衛隊がそ例のイランの軍人を殺傷し、また巻き添えでイランの市民を殺傷することが許されるのでしょうか。

今までの歴代政府の憲法九条解釈、ここは七月一日の解釈改憲においても変えておりませんけれども、全ての実力行使を禁止しているかのように見える憲法九条から必要最小限の自衛の措置を認めるために、日本国民の平和的生存権、それを論拠としています、日本国民が外国の侵略によって殺されてはならないという平和的生存権があるのでは、それを確保するため憲法九条で必要最小限度の自衛の措置、武力攻撃が発生したときに對してそれはできると言つています。なぜ日本国民の平和的生存権にはそういう法理を利用して、イランの国民にはそういう法理を利用されないんでしょうか。

今般の新三要件の下におきましても、我が国が武力の行使を行うことができますのは、單に他国に対する武力攻撃が発生したということではありますんで、あくまでも我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されると、明白な危険があると、そういう場合に限つた、かつまた、我が国の存立を全うし、かつ國民を守るためにやむを得ない必要最小限の措

まとめます。質問といたしましては、イランの軍人やイランの市民にも平和的生存権を確認しているのに、なぜ、イランが日本に武力攻撃も仕掛けないのに、そういう集団的自衛権の局面で自衛隊が出動して武力行使をしてイランの軍人や巻き添えでイランの市民を殺傷することができる

んでしようか。明確に答弁ください。論理的に。○政府特別補佐人（横畠裕介君） ちょっとややお尋ねの趣旨が理解し難いところがあるのでござりますけれども、我が国が個別的自衛権をそもそもも発動できるのかというときの議論に遡る感じがするのでござりますけれども、我が国の憲法の平和主義というのはいわゆる無抵抗主義ではないんだというところはもう確認されているところであろうかと思います。

【未定稿】

平成27年4月23日 外交防衛

置に限るということです。それに伴う一定の武力の行使の結果というものについては憲法が許容しているものというふうに解せざるを得ないと存ります。

○小西洋之君 正面から答えませんでした。私が聞いたのは、イランが日本に武力攻撃を仕掛けていないのに、なぜイラン国民が有すると確認している平和的生存権との関係で、自衛隊がイランの軍人やイランの市民、イランの市民は巻き添えですけれども、殺傷することができるんですかといふうに聞いているわけです。

じや、伺います。この全世界の国民の平和的生存権の法理、そしてその法理が解釈上の指針として、憲法九条はその解釈、その内容に拘束されるわけですけれども、矛盾することができないわけですけれども、この憲法前文の全世界の国民の平和的生存権というは、日本に武力攻撃を行つていないイランの軍人、また巻き添えでイラン市民を自衛隊が集団的自衛権の武力行使によつて殺傷することを認めているということでおろしいですか。そういうふうに理解されているんですか。もう時間がないので早くしてください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） イランと、具体的の国名等を挙げられますとなかなか、どういう事態を想定しているのかということでお答えできわけですが、さりますけれども、あくまでも新二

要件、もう繰り返しませんが、新三要件の下で許容される武力の行使ということは認められるものというふうに解しております。

○小西洋之君 まあ、また何のお答えもされませんでしたけれども。

将来の最高裁判事の方々にも、また国民の方々にも申し上げますけど、横畠長官がおっしゃいましたように、最高裁の砂川判決においては、我が国の平和主義は無防備、無抵抗を定めたものではないというふうに言っています。その唯一のそれであるという論拠として、先ほど申し上げました日本国民の平和的生存権を引用しております。日本国民の平和的生存権があるので、それを根拠に憲法九条においても国民を守る自衛の措置ができると最高裁は言いながら、イランの国民の平和的生存権については閑知しないというのは平和的生存権のいいところ取りでございますので、そんなことは我が国の平和主義に全く反する考え方であるということを、国民と将来の最高裁判事と、また安倍内閣の皆様に申し上げさせていただきます。

最後に一つ伺いますけれども、平和主義、三つあるんですけども、これは三月二十日の予算委員会で質問をさせていただいた、今いらつしやる方は全ていらっしゃいましたので御理解いただておりますけれども、国家が勝手に戦争起こすことを許さないという、そういう平和主義もある

わけでございます。
中谷大臣に伺います。予算委員会と同じ質問です。よろしいですか。

自衛隊員の子供たちも教科書で、平和主義の一

番上ですね、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定するというところでございます。自分たちのお父さんやお母さんの自衛隊員が、なぜ安倍総理の閣議決定だけで、また我々の国会の法律だけで新しい出動、武力行使をして、そこで戦死をすることができるんでしょうか。それは国民主権の承認、すなわち国民投票なくしてそういうことはできませんはずだ、それが平和主義の考え方だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（片山さつき君） 時間が過ぎていますので、簡潔な御答弁を。

○国務大臣（中谷元君） 自衛隊の活動は法律に規定されていない限りできないわけでございます。今後、そういう対応等につきましては、憲法に基づいて、国会で議論をして成立した法案に基づいて対応するということです。

○小西洋之君 一秒だけ。

○委員長（片山さつき君） 過ぎておりますので、おまとめください。

○小西洋之君 はい。

【未定稿】

平成27年4月23日 外交防衛

今、論理的なお答えをいただけませんでしたけれども、また追及させていただきます。

終わります。ありがとうございました。

○小野次郎君 維新の党の小野次郎です。

「」のところ何回か、中谷大臣、また岸田外務大臣に同じ質問をしています。今日もその質問を続けます。

集団的自衛権容認による抑止力の向上に関して、我が国に対するどんなタイプの武力攻撃について、どのような作用によって我が国に対する侵略を抑止する機能が向上するのかという問い合わせました。が、中谷大臣からはきちんとした答弁をいただけていません。

私の理解では、この安全保障法制全体というかそれに伴う様々な体制の整備そのものが抑止力の向上であつて、この集団的自衛権の行使容認だけで抑止力の向上に直結するものではないという趣旨のお答えをいただいたように理解しています。とてもそれでは、憲法上、同僚議員も累次にわたくつて質問していますけれども、あり得ないと言つてはいた集団的自衛権の行使容認をするかどうかという議論をするときに、そのことによって画期的に抑止力が向上するという説明を理論的に現実的にもしていただきないと、国民も我々も、何でもそもそもそんな議論をする必要があるんだというところに、そこから一步も前へ進めないわけで、今

日はもっと端的に、中谷大臣にまず多少踏み込んで質問をさせていただきます。よろしいですか。

イスラム国、ISやアルカイーダなどのイスラム過激派の国際テロの脅威に対して、我が国がアメリカなどと集団的自衛権行使を共有することにより、我が国がテロの標的になることを相手に思ふことどまらせる抑止力が飛躍的に向上すると考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（中谷元君） 現実の問題に対応するということであります。我が国を取り巻く安全保障環境はますます厳しさを増しており、国際テロの脅威は容易に国境を越えてやってまいります。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできません。

そして、今回の法整備は、グレーゾーン又は他国に対する武力攻撃が我が国の存立を脅かす場合、そして我が国に対する武力攻撃に至るまで、我が国が切れ目なく対応するとともに、国際社会と連携しつつ国際平和と安定のために積極的に貢献することを目指すものでございます。こうした体制を築くこと、これは対外的に明確なメッセージを発することでテロのリスク、先ほどお話がありましたが、そのような集団に対してもリスクを下げる事になると考えております。

なお、一般にテロに対しては抑止力が効きにくく、いと言わておりますが、他方でテロが武力攻撃

の一環として行われることもあり得るわけでありまして、そのような場合には、侵略を行えば耐え難い損害を被ることを明白に認識させることにより侵略を思いとどまらせるという抑止力が働くことがあります。

○小野次郎君 もあり得るという、何か非常に頼りない答弁で最後締めくくられましたけど、大臣のおっしゃった前段の部分は、例えて言えば、いわゆる国際社会と連携してテロに対峙していくという国際事態というか、国際協力についての必要性なら理解できますけど、私が聞いているのは、

何度も言っていますけど、集団的自衛権の行使容認は憲法違反だと言つてきたのに、それを乗り越えて、その論理を超えてでも、日本の平和と安全を守るために必要なんだというお話を政府がされるから、それによってどうやって抑止力が向上するのかと聞いているので、この国際テロ、イスラム過激派の国際テロに対しても、どういう論理で、

アメリカなどと集団的自衛権行使を共有することによって、我が国がテロの標的にならなくなると

いう説明ができるんですかと聞いているんですよ。○国務大臣（中谷元君） 基本的にテロというのは、国内的な犯罪等においても言えますけれども、しかし、国際的なテロの場合は、国際社会と緊密に連携して不穏動向の早期把握に向けた情報収集、分析の強化、テロリストの入国阻止等に向けた国

